

開発許可申請書等の添付書類の作成要領

書類の名称	縮 尺	明示すべき事項	備 考
イ 開発区域位置図	5 万分の 1 以上	開発区域の位置を表示した地形図	法第 30 条 省令第 16 条第 2 項
ロ 開発区域区域図	2 千 5 百分の 1 以上	開発区域の区域並びにその区域を明らかに表示するに必要な範囲内において都道府県界、市町界、市町の区域内の町又は字の境界、都市計画区域界並びに土地の地番及び形状を表示したものの	法第 30 条第 1 項第 3 号の設計は、設計説明書及び設計図 (主として、自己の居住の用に供する住宅にあつては、設計図)により定めなければならない。 省令第 17 条
ハ 現況図	2 千 5 百分の 1 以上	地形、開発区域の境界開発区域内及び開発区域の周辺の公共施設並びに政令第 28 条の 2 第 1 号に規定する樹木又は樹木の集団及び同条第 2 号に規定する切土又は盛土を行う部分の表土の状況 1 等高線は、二メートルの標高差を示すものであること。 2 樹木若しくは樹木の集団又は表土の状況にあつては、規模が 1 ヘクタール(政令第 23 条の 3 ただし書の規定に基づき、都道府県知事が別に規模を定めたときは、その規模)以上の開発行為について記載すること。	細則第 3 条
ニ 土地利用計画図	1,000 分の 1 以上 (500 分の 1)	開発区域の境界、公共施設の位置及び形状、予定建築物等の敷地の形状、敷地に係る予定建築物等の用途、公益的施設の位置、樹木又は樹木の集団の位置並びに緩衝帯の位置及び形状、用途地域が定められている場合は用途地域	
ホ 造成計画平面図	1,000 分の 1 以上 (500 分の 1)	開発区域の境界、切土又は盛土をする土地の部分、がけ(地表面が水平面に対し三十度をこえる角度をなす土地で硬岩盤(風化の著しいものを除く。)以外のものをいう。以下同じ。)又は構造物(擁壁、側溝、境界ブロック等)の位置並びに道路の位置、形状、幅員及び勾配	
ヘ 造成計画断面図	1,000 分の 1 以上 (500 分の 1)	切土又は盛土をする前後の地盤面高低差の著しい箇所について作成すること。	

ト 排水施設計画平面図	500 分の 1 以上	排水区域の区域界並びに排水施設の位置、種類、材料、形状、内のり寸法、勾配、水の流れの方向、吐口の位置及び放流先の名称	省令第 16 条第 4 項 第 2 項の設計図は、次の表に定めるところにより作成したものでなければならない。ただし、主として、自己の居住の用に供する住宅目的で行う開発行為にあっては、給水施設計画平面図は除く。
チ 給水施設計画平面図	500 分の 1 以上	給水施設の位置、形状、内のり寸法及び取水方法並びに消火栓の位置 排水施設計画平面図にまとめて図示してもよい。	
リ ガケの断面図	50 分の 1 以上	がけの高さ、勾配及び土質（土質の種類が 2 以上であるときは、それぞれの土質及びその地層の厚さ）、切土又は盛土をする前の地盤面並びにがけ面の保護の方法 1 切土をした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルをこえるがけ、盛土をした土地の部分に生ずる高さが 1 メートルをこえるがけ又は切土と盛土とを同時にした土地の部分に生ずる高さが 2 メートルをこえるがけについて作成すること。 2 擁壁でおおわれるがけ面については、土質に関する事項は、示すことを要しない。	
ヌ 擁壁の断面図	50 分の 1 以上	擁壁の寸法及び勾配、擁壁の材料の種類及び寸法、裏込めコンクリートの寸法、透水層の位置及び寸法、擁壁を設置する前後の地盤面、基礎地盤の土質並びに基礎ぐいの位置、材料及び寸法、水抜き的位置、径及び 1 m ² あたりの設置箇所数	
ル 造成面積求積図	600 分の 1 以上 (500 分の 1)		細則第 3 条第 3 号
オ 実測図にもとづく公共施設の新旧対照図	500 分の 1 以上	方位、開発区域の境界、既存、新設の公共施設の位置及び対照番号、色別 色別は次のとおり (新設) (既存) (廃止) 道路 赤 茶 黄 水路 緑 青 空 既存の公共施設がある場合に限る。	省令第 16 条第 6 項 第 2 項の設計図は、これを作成した者が記名及び押印又は署名をしなければならない。
ワ 道路縦断面図	500 分の 1 以上	測点、勾配、計画高、地盤高、単距離、追加距離	

カ 道路横断図	50 分の 1 以上	舗装構成、雨水桝及び取付管の形状、道路側溝の位置、形状及び寸法、埋設管の位置、道路幅員及び横断勾配	
コ 排水施設縦断図	500 分の 1 以上	マンホール記号、マンホールの種類、位置及び深さ、排水渠勾配、マンホール間距離、管径、土被り、計画地盤高、地盤高、管底高	
ク 排水施設構造図	50 分の 1 以上	構造詳細図(管渠、暗渠工、マンホール、雨水桝、吐口) 20ha 以上は別に終末処理施設の図書を添付すること。	
ク 防火水槽構造図	50 分の 1 以上		
コ 防災工事計画平面図	1,000 分の 1 以上 (500 分の 1)	方位、等高線、計画道路線、段切位置、ヘドロ除去位置、除去深さ、防災施設の位置、形状、寸法、名称、流土計画、工事中の雨水排水系路防災措置時期及び期間 原則として 1ha 以上の造成の場合に添付	
ク 防災施設構造図	100 分の 1 以上		

9 関係区域の現況写真	大きさは原則としてA4縦に3枚程度掲載できる大きさとし、色彩はカラーとする。撮影方向がわかる平面図とともに、写真の開発区域を赤線で囲うこと。	細則第3条第4号
10 地籍図	公図の写しとする。開発区域の明示、公共用地の明示(赤道、青道等)	細則第3条第2号
11 開発区域の土地の登記簿謄本		細則第3条第1号
12 申請者の資力を証する書面	申請者の納税証明書(最近2箇年における国税又は県税に係るもの。以下同じ。)、財務諸表(法人にあつては、貸借対照表、損益計算書及び財産目録、個人にあつては収支計算に関する書類。以下同じ。)、主要取引金融機関の取引証明書その他資力を証する書類	
13 工事施工者の施工能力を証する書面	工事施工者の納税証明書、財務諸表、工事経歴書、他の法令による登録又は免許の証明書その他工事の施工に関する能力を証する書類	細則第3条第9号
14 設計資格を有することを証する書面	設計資格登録証(写し)又は卒業証明書、実務経歴書	法第31条 省令第18条、第19条
15 流量計算書	面積が1haをこえる場合は、「雨水排水協議基準」に準ずる	
16 委任状	申請の手続きを委任したときに限る。正本のみに添付	
17 農地転用許可書(又は申請書写) と	略	
24 公共施設工事完了届出書		
25 工事の廃止に伴う公共施設の機能の回復計画書	既存の公共施設の回復計画、又は廃止による新設の公共施設の完遂計画について明記	
26 工事の施工状況が確認できる写真	大きさは原則としてA4縦に3枚程度掲載できる大きさとし、色彩はカラーとする。	